

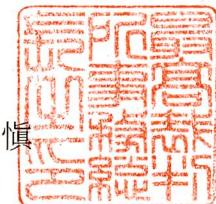
最高裁秘書第916号

令和4年3月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和3年3月4日付け（同月8日受付、第021029号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の地域委員会の運営方法について書いてある文書（現在有効なものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とならない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）